

※返還不要の給付金に関するお知らせです※

該当する方で、申請を希望する方は提出をお願いいたします。

(5月20日付で新入生全家庭へ制度の詳細、申請書類を郵送済みです。)

提出〆切：令和2年5月29日(金)※必着

○対象(下記①②いずれかに該当する世帯)

①令和元年度 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯

②生活保護(生業扶助)受給世帯

例年7月に申請を行う本制度ですが、今般の事情により、
新入生に限り入学時の負担軽減のため早期給付(前倒し一部給付)を行うものです。
詳細をご確認の上、該当されるご家庭は提出をお願いいたします。

**※申請は該当者のうち希望する方が対象ですが、提出期限を過ぎると
遡っての申請・給付は行えませんので、その点に留意して期限内の提出を
お願いします(学校から届く詳細資料を必ずご確認ください)。**

内容や記入について、ご不明な点がございましたら下記までお問合せをお願いします。

奨学のための給付金 担当 事務室 山城

098-889-1715